

石綿（アスベスト）被害救済と立法の課題（要旨）

磯野弥生

東京経済大学現代法学部

1 はじめに

日本では、工場周辺住民にアスベストによる死者がいるという記事が掲載され、アスベスト問題が三度社会問題となった。早稲田大学村山教授が2000年から40年間に中皮腫だけで約10万人が死亡すると推測し、環境省は石綿を原因とする中皮腫と肺がんの死亡者数が2010年までに約1万5000人超と試算した。約3000種に及ぶアスベスト製品は今も出回っていて、その利用・廃棄は新たな被害を発生させるおそれがある。

2 政府の救済への取り組み

政府の石綿問題への取り組みとして、現在までに、これまでの被害者で補償された人以外の死亡者に対する医療費、遺族一時金等の法制化、健康相談窓口の開設、国民への健康被害状況の情報提供、さらに、大気中のアスベスト濃度調査、早期のアスベスト全面禁止、建物解体時の飛散防止措置等を定めた。

3 アスベスト問題の救済とは

アスベスト問題の救済者とはどのような人を指すのだろうか。アスベストが原因の中皮種や肺ガンによる死亡者・患者が被害者ばかりでなく、過去および現在、アスベストをとりあつかう工場・作業場周辺住民や労働者も発症していなくとも、常に発症のおそれを抱えているという意味で被害者である。また、知らずにアスベスト建材住宅を購入し、対策を余儀なくされた人々も被害者といつてよい。

かかる被害救済には、金銭補償や医療の給付ばかりではなく、精神的な相談や十分な情報の提供、現存するアスベスト製品対策が必要である。さらには、アスベスト入り住宅の所有者に対する適切な措置も救済の一環として考えられなければならない。

4 救済のための措置と論点の整理

(1) 被害の疫学的調査

(2) 環境の実態調査

(1)から(3)については、経年的調査が必要である。特に微量・蓄積型

の公害として、調査していくことが望まれる。

(3) アスベスト製品利用状況の実態調査

(4) 補償における被害者の認定

救済のための認定基準や認定の方法について、患者の納得のできる手続きでの検討が求められる。微量蓄積型の被害に対応する必要がある。

(5) 健康被害者の救済の内容

救済の内容については、被害者の意見が十分に反映される手続きでなければならない。また、蓄積型としての被害拡大防止をも含む必要がある。

(6) アスベストの除去と拡大生産者責任の法制化

アスベストの除去こそ、真の救済である。多種多様な製品にアスベストが用いられているが、アスベストの利用実態については生産者が最もよく分かっている。有害物質を取り扱う事業者の責任を明確にした、生産者による回収・処理システムの整備が必要であり、その立法化が課題となる。

(7) 国の責任

5 まとめ

この問題については、省庁間の壁が問題解決を遅らせ、あるいは救済の谷間を創り出すおそれがある。そこで、これらの壁を取り払う立法的な措置が必要である。また、解決のためには、30年以上を要するのであるから、その視点を組み込んで、全体の救済の枠組みを示していくことも不可欠である。